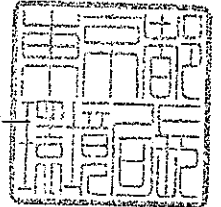




17環改大第246号
平成17年7月15日

社団法人 東京建設業協会
会長 白石 孝誼 殿

東京都環境局長
平井 健



建築物解体時のアスベスト飛散防止対策の徹底等について（依頼）

東京都の環境行政の推進につきましては、目頃から、御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、アスベスト製品を製造していた工場の労働者等が、中皮腫等で死亡したということが多数公表されて以来、建築物解体に伴うアスベストの周辺環境への飛散に対する都民の関心は高まっております。

建築物解体時のアスベスト飛散防止対策については、従来より貴職に対して、大気汚染防止法及び東京都環境確保条例に基づく届出、基準等の遵守を依頼し、その徹底を図ってきたところです。

本年7月1日には「石綿障害予防規則」が施行され、解体工事従事者の健康確保の観点からも、アスベスト飛散防止対策が強化されました。

つきましては、今後増加が見込まれる建築物解体工事に伴うアスベスト飛散防止対策の重要性にかんがみ、法・条例の作業基準等の徹底に万全を期すようお願いいたします。

なお、建築物の解体工事に対する近隣住民の不安が高まっている現状から、解体工事に関し、近隣住民に対して適切に情報提供を行うよう、併せてお願いいたします。

問い合わせ先

東京都環境局環境改善部大気保全課

担当 山田

電話 03-5388-3492